

## つるぎ町木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 木造住宅耐震化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）は、大地震における住宅の倒壊等による被害の軽減を図ることを目的とし、耐震診断及び耐震改修等を実施するつるぎ町民（以下「事業者」という。）に、その経費に対し予算の範囲内で交付するものとし、補助金の交付については、つるぎ町補助金交付規則（平成17年規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 補助事業

事業者が耐震改修等を実施する場合にその経費に対して補助を行う事業をいう。

#### (2) 事業者

前号の補助事業を実施する者で、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 現に居住している木造住宅（改修後居住する予定の木造住宅も含む。）を所有する者

イ つるぎ町長が移住推進に資するものと認める木造住宅に移住する者

#### (3) 促進委員会

補助対象となる木造住宅の耐震化を促進させるために、徳島県木造住宅耐震化促進委員会運営規程に基づき設立された委員会をいう。

#### (4) 耐震診断員

徳島県木造住宅耐震診断員登録要綱に基づき、耐震診断員として徳島県に登録された者をいう。

#### (5) 耐震診断

徳島県に登録された耐震診断員が実施し、耐震化工事検査員の審査により認められた耐震診断をいう。

#### (6) 評点

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 徳島県木造住宅耐震化促進事業マニュアルによる総合判定

イ 促進委員会で認められ、つるぎ町長が耐震改修補助等を実施するのに適切であると判断した耐震診断方法等による評点・評価等

#### (7) 耐震改修等

木造住宅の耐震化工事若しくは耐震化工事と併せて行うリフォーム工事（以下「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」という。）、木造住宅の耐震改修工事（以下「耐震改修支援事業」という。）又は必要な耐震性を有しない木造住宅からの建替え・住替えに伴う除却工事（以下「住替え支援事業」という。）をいう。

(8) 耐震改修施工者

徳島県木造住宅耐震改修施工者等登録要綱に基づき、耐震改修施工者として徳島県に登録された者をいう。

(9) 県内に本店を有する建設業者等

次のいずれかに該当する者をいう。

ア 県内に本店を有し、建設業法第3条の許可を受けた建設業者に所属する者

イ 徳島県木造住宅耐震改修施工者等登録要綱に基づき、耐震改修施工者として徳島県に登録された者

ウ 県内に住所を有する個人事業者で、一定の要件を満たす県内建設関係団体等に所属している者

(10) 解体業者

延べ床面積80平方メートル以上の解体工事を行う場合に、建設業の許可又は解体工事業登録された者をいう。

(11) 耐震化工事検査員

徳島県木造住宅耐震化工事検査員登録要綱に基づき、木造住宅耐震化工事検査員として徳島県に登録された者をいう。

(12) 委託機関

補助事業において、耐震診断員及び耐震化工事検査員の派遣等の業務をつるぎ町と委託契約した団体をいう。

(13) 木造住宅

在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法の戸建て、長屋、共同住宅、併用住宅（住宅部分の面積が2分の1以上の住宅に限る。）で貸家を含むものをいう。（3階建てまでのものに限る。）

（補助対象住宅等）

第3条 補助対象住宅、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、それぞれ別表第1に定めるところによる。

2 補助対象外経費は、別表第2に定めるところによる。

（補助金の交付申請等）

第4条 事業者は、補助金の交付申請をしようとするときは、事業着手前に規則第38号第3条の規定により、別表第3に掲げる書類をつるぎ町長に提出しなければならない。

2 第1項の補助金の交付申請をする場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(耐震診断の申込み等)

第5条 事業者は、耐震診断の申込みをしようとするときは、事業着手前に規則第38号第3条の規定により、別表第3に掲げる書類をつるぎ町長に提出しなければならない。この場合において、当該木造住宅に借家人がいる場合は、当該借家人に対し耐震診断の実施に係る同意を得ておかななければならない。

2 事業者が耐震診断と併せて耐震改修等を実施しようとするときは、前条第1項を準用する。

(補助金の交付決定等)

第6条 つるぎ町長は、第4条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて関係機関への照会、現地調査等により申請内容を検査し、適当と認められたものについて補助金の交付を決定し、通知するものとする。

2 つるぎ町長は、第5条の申込みがあったときは、当該申込みに係る書類等を審査及び必要に応じて関係機関への照会、現地調査等により申請内容を検査し、耐震診断を実施するかどうかを決定し、通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第7条 規則第38号第5条に規定する事項は、補助金の交付決定の条件となる。

2 つるぎ町長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

(事業の着手)

第8条 補助事業の着手は、補助金の交付決定通知後に行わなければならない。

2 耐震診断の着手は、耐震診断選定結果通知後に行われなければならない。

(耐震診断の実施)

第9条 つるぎ町長は、第6条第1項の補助金の交付決定又は第6条第2項の耐震診断選定結果を通知したときは、委託機関へ耐震診断の派遣を依頼できるものとする。

2 耐震診断員は、事業者の所有する住宅へ訪問し、耐震診断を実施する。

3 委託機関は、耐震診断員が実施した耐震診断結果の書類を審査した後、つるぎ町長へ報告するものとし、事業者に対し、耐震診断員を通じて報告するものとする。

(耐震診断費の自己負担)

第10条 事業者は、耐震診断員が現地調査を終了したときに、木造住宅の耐震診断に必要な経費の一部を耐震診断員に支払わなければならない。

(事業計画書の提出)

第 11 条 事業者は、耐震改修等の工事に着手するときは、別表第 3 に掲げる書類をつるぎ町長に提出しなければならない。

(事業計画書の認定)

第 12 条 つるぎ町長は、前条の事業計画書の提出があったときは、当該計画に係る書類等の審査及び必要に応じて関係機関への照会、現地調査等により計画内容を検査し、適当と認めたものについて事業計画を認定し、通知するものとする。

(変更の承認の申請等)

第 13 条 事業者は、第 6 条第 1 項の補助金の交付決定を受けた後、補助事業の内容の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、別表第 3 に掲げる書類をつるぎ町長に提出しなければならない。

2 事業者は、第 6 条第 1 項の補助金の交付決定を受けた後、補助事業を中止又は廃止をしようとするときは、別表第 3 に掲げる書類をつるぎ町長に提出しなければならない。

(中間検査の申請)

第 14 条 事業者は、つるぎ町長が指定する中間工期に達したときは、別表第 3 に掲げる書類をつるぎ町長に提出しなければならない。

(中間検査の実施)

第 15 条 つるぎ町長は、前条の中間検査の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び委託機関への照会、現地調査等により申請内容を検査するものとする。

(完了実績の報告)

第 16 条 事業者は、補助事業が完了したときは、別表第 3 に掲げる書類を補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までにつるぎ町長に提出しなければならない。

第 16 条の 2 つるぎ町長は、完了実績の報告について必要があると認めるときは、事業者又は施工者等に報告を求めることができるものとする。

2 第 4 条第 2 項により交付の申請をした事業者は、第 1 項による書類を提出する際に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになっている場合には、当該消費税等仕入控除税額相当額を補助金から減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第 17 条 つるぎ町長は、前条の完了実績報告書を受理したときは、報告書の審査及び委託機関への照会、現地調査等により工事内容を検査し、適当と認めたものについて補助金の額を確定し、通知するものとする。

(補助金の請求)

第 18 条 事業者は、前条の額の確定通知を受けた後、補助金の交付を受けようとする

ときは、別表第3に掲げる書類をつるぎ町長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第19条 つるぎ町長は、事業者に対して前条による提出書類を受理した後に、補助金を支払うものとする。

（書類の保管等）

第20条 事業者は、規則第38号第16条の規定により、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は中止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

（補助金に係る消費税仕入控除税額の報告）

第21条 事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、別表第3に掲げる書類により速やかにつるぎ町長に報告しなければならない。

2 つるぎ町長は、前項の報告があった場合で、補助金返還に相当する場合は、当該消費税等仕入控除税額相当額の補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（雑則）

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第 1

事業区分	補助対象住宅	補助対象経費	補助率及び補助限度額 (税込)
耐震診断事業	平成 12 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅	耐震診断に要する経費	耐震診断費用 4 万円のうち 3.7 万円 (自己負担 3 千円)
住まいの安全・安心なリフォーム支援事業	平成 12 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅	<p>県が指定する耐震診断で、評点が 1.0 未満と診断されたもので、過去に「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」, 「木造住宅耐震改修支援事業」で補助金の交付を受けていないもの</p> <p>高さ 1.5m 以上の固定されていない家具について、全てを固定する工事と併せて行う次の①から③に掲げる工事に要する経費(ただし、①②のうち一つ以上を選択し、県内に本店を有する建設業者等が施工するものに限る)</p> <p>①改修前と比較して改修後の評点を向上させる耐震改修工事(ただし、持家は 0.7 以上、貸家は 1.0 以上にするものに限る)</p> <p>②持家において、耐震シェルター、耐震ベッドを設置する工事</p> <p>③ ①②に相当する工事で、市町村長が認める工事</p> <p>④前各号に掲げるもののほか、市町村長が認める工事</p>	補助対象経費の 1/2 かつ最大 40 万円(千円未満切り捨て) ※工事費 20 万円以上とする。
耐震改修支援事業	平成 12 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅	<p>県が指定する耐震診断で、評点が 0.7 未満と診断されたもので、過去に「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」, 「木造住宅耐震改修支援事業」で補助金の交付を受けていないもの</p> <p>高さ 1.5m 以上の固定されていない家具について、全てを固定する工事と併せて改修後の評点を 1.0 以上とする耐震改修に要する経費(ただし、耐震改修施工者が施工するものに限る)</p>	補助対象経費の 2/3 かつ最大 60 万円(千円未満切り捨て)
住替え支援事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅	<p>現在居住する住宅の建替え又は他所へ住み替えるために住宅の全てを除却する工事に要する経費(ただし、延べ床面積 80 平方メートル以上の解体工事を行う場合は、解体業者が施工するものに限る)</p>	補助対象経費の 2/5 かつ最大 30 万円(千円未満切り捨て)

別表第 2

事業区分	補助対象外経費
住まいの 安全・安心な リフォーム 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築，改築，増築工事に係る経費</li> <li>・造園，門扉等の外構工事に係る経費</li> <li>・家庭用電化製品，家具，カーテンなどの購入に係る経費</li> <li>・電話，インターネット，ケーブルテレビの配線工事に係る経費</li> <li>・地上デジタル放送対応アンテナの設置に係る経費</li> <li>・浄化槽設置工事に係る経費</li> <li>・解体工事（補助対象工事を行うために一部を解体する場合を除く。）に係る経費</li> <li>・平成12年6月1日以降に増築された部分の耐震化工事等に係る経費</li> <li>・この要綱以外の補助制度を利用する場合で，当該補助制度で重複計上が認められない経費</li> <li>・上記に掲げるもののほか，補助対象工事と認められない工事等に係る経費</li> <li>・リフォームに係る経費（耐震改修支援事業の場合のみ）</li> </ul>
耐震改修 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年6月1日以降に増築された部分の除却工事に係る経費</li> <li>・この要綱以外の補助制度を利用する場合で，当該補助制度で重複計上が認められない経費</li> <li>・上記に掲げるもののほか，補助対象工事と認められない工事等に係る経費</li> </ul>
住替え 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年6月1日以降に増築された部分の除却工事に係る経費</li> <li>・この要綱以外の補助制度を利用する場合で，当該補助制度で重複計上が認められない経費</li> <li>・上記に掲げるもののほか，補助対象工事と認められない工事等に係る経費</li> </ul>

別表第 3

提出時期	提出書類
補助金交付申請時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金交付申請書（様式第 1 号）</li> <li>・ 住宅概要書（様式第 3 号）</li> <li>・ 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類</li> <li>・ 住宅の付近見取り図</li> <li>・ 居住者の同意書（貸家の場合）</li> </ul>
耐震診断のみの申込み時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木造住宅耐震診断申込書（様式第 2 号）</li> <li>・ 住宅概要書（様式第 3 号）</li> <li>・ 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類</li> <li>・ 住宅の付近見取り図</li> <li>・ 居住者の同意書（貸家の場合）</li> </ul>
事業計画後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画書（様式第 4 号）</li> <li>・ 見積書（補助対象経費と補助対象外経費が確認できるもの）</li> <li>・ 住宅の全景写真及び工事予定箇所の現況写真</li> <li>・ 木造住宅耐震診断報告書の写し及び診断ソフトによる改修前計算書</li> <li>・ 改修設計計算書（エクセル版）及び診断ソフトによる改修後計算書（住替え支援事業は除く）</li> <li>・ 図面（配置図（敷地内の全ての建物の配置が分かる図面）、現況平面図、改修平面図、詳細図（必要に応じて））</li> <li>・ その他状況に応じて必要と認める書類</li> </ul>
補助金交付変更申請時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金交付変更申請書（様式第 5 号）</li> <li>・ 事業計画後の提出書類のうち変更のあったもの</li> </ul>
補助事業中止（廃止）承認申請時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）</li> <li>・ 木造住宅耐震診断報告書の写し及び診断ソフトによる改修前計算書（耐震改修等と併せて行う耐震診断を実施したが、耐震改修等を行わないと判断した場合）</li> </ul>
中間検査申請時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間検査申請書（様式第 7 号）</li> <li>・ 工事写真（着手前から中間検査まで）</li> <li>・ 使用金物及び木材等の出荷伝票</li> </ul>
完了実績報告時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 完了実績報告書（様式第 8 号）</li> <li>・ 補助金精算書（様式第 9 号）</li> <li>・ 工事代金請求書（補助対象経費の内訳明細のあるもの）の写し</li> <li>・ 工事代金領収書の写し</li> <li>・ 耐震改修等実施確認書（様式第 10 号）</li> </ul>
補助金請求時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金請求書（様式第 11 号）</li> <li>・ 額の確定通知書の写し</li> </ul>
消費税仕入控除税額の報告時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費税等仕入控除税額報告書（様式第 12 号）</li> </ul>